

## 申請にあたっての注意事項

### 【対象児童】

- 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子ども

※結婚している児童は対象になりません。

※児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

### 【支給対象者】

本町に住民票のある以下のいずれかに該当する方（主たる生計維持者が支給対象者となります。また、主たる生計維持者が他市町村に住民票がある場合は、住民票のある市町村での申請となります。）

- ① 令和3年9月30日時点で、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生）を扶養している方（主に高校生以上のみ養育している方など）
- ② 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方（主に公務員の方など）
- ③ 令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童を扶養している方

**※ 対象児童と父母等が別居している場合や配偶者が河南町以外で児童手当を受給している場合など、給付の要件を満たさない場合は、支給対象になりません。**

**※ 支給対象者が下記の「児童手当の所得制限限度額」を超える場合は支給対象者になりません。**

#### 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和3年9月30日時点で住民票のある市町村の窓口にご相談ください。

裏面へ続きます。必ずご確認ください。

## 【支給額】

- 支給額は、対象児童1人当たり10万円です。

## 【申請方法】

- 記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送又は河南町の窓口へ提出してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
  - ・ 申請者の方の本人確認書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し  
※外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。
  - ・ 振込先金融機関の口座確認書類（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカード）の写し
  - ・ 令和3年9月分の児童手当（特例給付以外）を受給していることが分かる書類（支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当の振込通帳、給与明細書等の写し）【公務員のみ】
  - ・ 令和3年1月2日以降に河南町へ転入された方は、申請者及び配偶者の方の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税（非課税）証明書
  - ・ 基準日時点（令和3年9月30日）で対象児童が河南町外に住んでいる場合は、対象児童の住民票
- ※申請書の4. 添付書類の欄を必ずご確認ください。
- ※状況等によりその他の必要書類の提出を求める場合があります。

## 【河南町からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、河南町から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに河南町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

## 【その他】

- 支給対象者に対し、子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和4年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金は支給されません。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

〒585-8585

河南町大字白木1359-6

河南町役場 教・育部 こども1ばん課（窓口⑥）

連絡先 0721-93-2500（代表）